

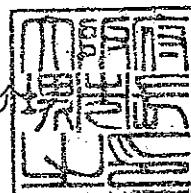


堺環共第825号

平成17年12月22日

大阪府知事
齊藤房江様

堺市長木原敬介



堺港発電所設備更新に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

環境影響評価法第20条第2項において準用される第10条第2項の規定に基づき、
平成17年8月29日付け、環保第1778号で照会のあった標記のことについて、本市
の意見を下記のとおり回答します。

記

準備書に示された事業の概要、環境影響評価の結果、環境の保全のための措置及
び環境監視計画について検討した結果、本事業は、同発電所の既設設備、用地、緑
地帯等を有効利用しながら、天然ガス専焼の最新鋭高効率コンバインドサイクル発
電方式に更新することにより、環境への負荷の軽減を図るものであり、事業の必要
性について理解する。しかし、火力発電所という性格上、大気汚染物質等による
環境への影響を極力回避、最小化することが求められる。

このため、事業者に対して、事業の実施に当たって講じようとする環境の保全の
ための措置に加え、別添指摘事項が確実に実行されるよう強く求める。

別添資料

堺港発電所設備更新に係る環境影響評価準備書についての検討結果

（堺市環境影響評価専門委員）

指摘事項

大気質

- (1) 施設の稼働に際しては、窒素酸化物排出濃度の4ppmを確保するため、燃焼器の出口濃度が常時40ppmを超えないよう燃焼管理を十分行うとともに、排煙脱硝装置の適正な運転管理及び保守点検を徹底すること。
- (2) 建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び粉じんの排出量を低減するため、環境保全措置の実施を徹底するとともに、排出ガス対策型建設機械の積極的使用に努めるなど、さらなる環境保全措置の検討を行うこと。
- (3) 資材等の搬出入に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質等の排出量を低減するため、環境保全措置の実施を徹底するとともに、低公害車や低排出ガス車の使用など、さらなる環境保全措置の検討を行うこと。

騒音

資材等の搬出入に伴う道路交通騒音の環境影響を可能な限り低減するため、環境保全措置の実施を徹底するとともに、工事用資材等の輸送経路として可能な限り高速道路を使用すること、及び搬出入車両の台数を分散化するなど配車計画について十分に検討すること。

水質

設備更新後において、ボイラー缶水にpH調整用として添加する薬品により、排水処理装置出口での燐濃度が現状より高くなることから、燐含有量のより少ない代替薬品についての調査、研究に努めること。

動物

建設工事中において、コチドリ及びセッカの繁殖活動が確認された場合は、繁殖期間中における建設工事からの影響を極力低減するための配慮を行うこと。

景観

発電所の更新設備は、堺市景観条例に定める大規模建築物等に該当することから、条例に基づく助言・指導に十分配慮すること。

温室効果ガス等

施設の稼働に際しては、できる限り二酸化炭素排出量を抑制するため、発電設備の適切な運転管理及び設備管理を行うことにより、高い発電効率を維持するとともに、所内の使用電力量の低減に努めること。